第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

７　フィクスドリテーナー　1,000点

注１　１について、人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれる。

２　２について、鉤等の費用及び人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２０　鉤（１個につき）

１　簡単なもの　90点

２　複雑なもの　160点

注　メタルリテーナーに使用した場合を除く。

Ｎ０２１　帯環（１個につき）　200点

注　帯環製作のろう着の費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２２　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　200点

Ｎ０２３　フック（１個につき）　70点

注　ろう着の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２４　弾線（１本につき）　160点

Ｎ０２５　トルキングアーチ（１本につき）　350点

Ｎ０２６　附加装置（１箇所につき）

１　パワーチェイン　20点

２　コイルスプリング　20点

３　ピグテイル　20点

４　アッププライトスプリング　40点

５　エラスティクス　20点

６　超弾性コイルスプリング　60点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２７　矯正用ろう着（１箇所につき）　60点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２８　床装置修理（１装置につき）　234点

注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。

第２節　特定保険医療材料料

区分

Ｎ１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第14部　病理診断

通則

１　病理診断の費用は、各区分の所定点数により算定する。

２　第14部に掲げる病理診断・判断料以外の病理診断の費用の算定は、医科点数表の例による。

区分

Ｏ０００　口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）

１　組織診断料　450点

２　細胞診断料　200点

注１　１については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００１に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号Ｎ００３に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本（医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製又は医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本（当該保険医療機関以外の保険医療機関で医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製又は医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回に限り算定する。

２　２については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ００３－２に掲げる迅速細胞診、医科点数表の区分番号Ｎ００４に掲げる細胞診の２により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回に限り算定する。

３　当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、医科点数表の区分番号Ｎ０００からＮ００４までに掲げる病理標本作製料は別に算定できない。

４　口腔病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　口腔病理診断管理加算１

⑴　組織診断を行った場合　120点

⑵　細胞診断を行った場合　60点

ロ　口腔病理診断管理加算２

⑴　組織診断を行った場合　320点

⑵　細胞診断を行った場合　160点

５　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から医科点数表の区分番号Ｎ０００の１に掲げる病理組織標本（組織切片によるもの）作製又は医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。

Ｏ００１　口腔病理判断料（歯科診療に係るものに限る。）　150点

注１　行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月１回に限り算定する。

２　区分番号Ｏ０００に掲げる口腔病理診断料を算定した場合は、算定できない。

第３章　経過措置

１　平成30年９月30日までの間における区分番号Ａ０００の１については、「237点」とあるのは「234点」、同注９については、「23点又は25点」とあるのは「25点」、区分番号Ａ００２の１については、「48点」とあるのは「45点」、同注８については、「３点又は５点」とあるのは「５点」とする。

２　旧算定方法別表第二区分番号Ａ０００の注１及び区分番号Ａ００２の注１に係る規定については、平成30年９月30日までの間は、なお従前の例による。

３　平成30年９月30日までの間における区分番号Ｃ０００の注13については、「237点」とあるのは「234点」、「48点」とあるのは「45点」とする。

４　区分番号Ｃ０００の注14に係る規定は、平成30年９月30日までの間は、適用しない。

５　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｈ０００の注４後段及び注５、区分番号Ｈ０００－３の注４後段及び注５に規定する診療料は、平成31年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。